

平成23年

上砂川町議会会議録

第4回 定例会

上砂川町議会

平成23年第4回定例会

第 1 号 (12月14日)

議事日程	5
会議録署名議員	5
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員指名について	5
会期決定について	6
諸般の報告	6
高橋成和の第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告	6
副議長の中空知広域市町村圏組合議会第2回定例会結果報告	6
議長の石狩川流域下水道組合議会第2回定例会結果報告	6
議長の第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告	7
例月出納検査結果報告(9・10・11月分)	7
認定第1号 平成22年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について(認定)	7
認定第2号 平成22年度上砂川町水道事業会計決算認定について(認定)	7
町長行政報告	8
教育長教育行政報告	9
議案第37号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について	10
議案第38号 砂川地区広域消防組合への加入について	11
議案第39号 平成23年度上砂川町一般会計補正予算(第5号)	15
議案第40号 平成23年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算(第1号)	17
議案第41号 平成23年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算(第2号)	18
休会について	19
散会の宣告	20

第 2 号 (12月16日)

議事日程	22
会議録署名議員	22
開議の宣告	22
会議録署名議員指名について	22
一般質問	22
齋藤勝男	22
総務課長 西村英世	23
議案第37号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について(原案可決)	24
議案第38号 砂川地区広域消防組合への加入について(原案可決)	24
議案第39号 平成23年度上砂川町一般会計補正予算(第5号)(原案可決)	24

議案第 4 0 号	平成 2 3 年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）（原案可決）	2 4
議案第 4 1 号	平成 2 3 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）（原案可決）	2 4
調査第 4 号	所管事務調査について（許可）	2 6
	追加日程について	2 6
意見書案第 1 2 号	介護職員処遇改善交付金の継続を求める意見書（原案可決）	2 6
意見書案第 1 3 号	環太平洋経済連携協定に反対する意見書（原案可決）	2 7
意見書案第 1 4 号	国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書（原案可決）	2 8
年末あいさつ		2 9
閉会の宣告		3 1
出席議員		3 3
説明のため出席した者		3 4
事務局職員出席者		3 4

第 4 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成 2 3 年

上砂川町議会第 4 回定例会会議録（第 1 日）

12月14日（水曜日）午前10時00分 開会
午前11時21分 散会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
12月14日～12月16日
3日間
- 第 3 諸般の報告
 - 1) 議会政務報告
 - 2) 第 2 回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告（高橋議員）
 - 3) 第 2 回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果報告（副議長）
 - 4) 石狩川流域下水道組合議会第 2 回定例会結果報告（議長）
 - 5) 第 2 回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告（議長）
 - 6) 例月出納検査結果報告（9・10・11月分）
- 第 4 認定第 1 号 平成 22 年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について
- 第 5 認定第 2 号 平成 22 年度上砂川町水道事業会計決算認定について
※ 決算特別委員会委員長報告
- 第 6 町長行政報告
- 第 7 教育長教育行政報告
- 第 8 議案第 37 号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 38 号 砂川地区広域消防組合への加入について
- 第 10 議案第 39 号 平成 23 年度上砂川

町一般会計補正予算（第 5 号）

- 第 1 1 議案第 40 号 平成 23 年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 2 議案第 41 号 平成 23 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
※ 議案第 37 号～第 41 号までは、提案理由・内容説明までとする。

○会議録署名議員

6 番 大 内 兆 春
7 番 川 上 三 男

◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は、柳川議員から欠席の届け出がありますので、8名であります。

理事者側につきましても、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成23年第4回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、6番、大内議員、7番、川上議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（堀内哲夫） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月16日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（堀内哲夫） 日程第3、諸般の報告を行います。

議政報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しておりますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告について、高橋議員。

○5番（高橋成和） 砂川地区保健衛生組合議会について。

標記の件について、平成23年第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時につきましては、平成23年11月24日木曜日午前9時から、場所につきましては砂川市役所議会委員会室でございます。

議件につきましては、議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例

の制定について。議案第2号 平成22年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を求めることについて。報告第1号 事務報告書の提出について。報告第2号 定期監査報告。報告第3号 例月出納検査報告。

結果につきましては、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

なお、資料につきましては事務局のほうに保管しておりますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果報告について、水谷副議長。

○副議長（水谷寿彦） 中空知広域市町村圏組合議会についてご報告いたします。

平成23年第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会が平成23年11月25日午前10時より滝川市総合福祉センターにおいて開催されました。

報告第1号 例月現金出納検査報告について。議案第1号 平成23年度中空知広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）。議案第2号 平成23年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計補正予算（第1号）。認定第1号 平成22年度中空知広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について。認定第2号 平成22年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について。認定第3号 平成22年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について。認定第4号 平成22年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

なお、詳しい資料につきましては事務局に保管してありますので、ご参照ください。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 次、石狩川流域下水道組合

議会第2回定例会結果報告と第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告について、私のほうから報告を行います。

1点目、石狩川流域下水道組合議会について、標記の件につきまして、平成23年11月24日午後1時30分より滝川市総合福祉センター4階講堂におきまして行われました。

議件でございます。報告第1号 継続費精算報告について。報告第2号 例月現金出納検査報告について。報告第3号 平成22年度決算に係る資金不足比率について。認定第1号 平成22年度石狩川流域下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定について。議案第1号 平成23年度石狩川流域下水道組合一般会計補正予算（第1号）。

結果につきましては、以上慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

次、中・北空知廃棄物処理広域連合議会について報告いたします。

標記の件につきまして、平成23年第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、報告いたします。

日時でございます。平成23年11月25日午後1時30分より、場所につきましては滝川市総合福祉センター。

議件でございます。認定第1号 平成22年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について。報告第1号 監査報告について。報告第2号 例月現金出納検査報告について。

以上、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

次、例月出納検査結果報告を行います。本件につきましては、お手元に配付の報告書の9、10、11月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎認定第1号 認定第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第4、認定第1号 平

成22年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、日程第5、認定第2号 平成22年度上砂川町水道事業会計決算認定について一括議題といたします。

本件につきましては、決算特別委員会を設置いたしまして、それぞれ付議しており、その審査の結果報告書が議長の手元に提出されておりますので、この際2件を一括して決算特別委員長より報告を求め、その後それぞれ採決してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

本件について委員長の報告を求めます。川上委員長。

○決算特別委員長（川上三男） 決算特別委員会の報告をいたします。

本決算特別委員会に付託されました案件について審査の結果、報告書どおり結論を得ましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議件は、認定第1号 平成22年度上砂川町一般会計及び特別会計（国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、土地開発造成事業特別会計、町立診療所事業特別会計、老人保健施設事業特別会計、土地取得事業特別会計、下水道事業特別会計）決算認定について。認定第2号 平成22年度上砂川町水道事業会計決算認定についてであります。

審査の経過については、平成23年9月14日の第3回上砂川町議会定例会において付託になりました全議件について、去る11月10日、11日の2日間にわたり本特別委員会を開催し、地方自治法の規定に基づき提出された決算書並びに関係書類により、所管課長等から説明聴取し、慎重に審査を行いました。

審査の結果は、認定第1号 平成22年度上砂川町一般会計及び特別会計決算と認定第2号 平成22年度上砂川町水道事業会計決算は、それぞれ原案のとおり認定するものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（堀内哲夫） ただいま決算特別委員長より、認定第1号及び認定第2号についてそれぞれお手元に配付してありますように報告書をもって報告がございました。

本件については全員により審議されておりますので、この際質疑、討論を省略し、採決してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。認定第1号について、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成22年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定については、委員長報告のとおり原案を認定することに決定いたしました。

次、認定第2号について、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 平成22年度上砂川町水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり原案を認定することに決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第6、町長の行政報告を行います。町長。

○町長（貝田喜雄） それでは、町長行政報告をいたします。

今回報告いたします平成23年第3回定例会から本定例会までの町政執行上の町内外の行事及び会議等につきましてはお手元に配付の報告書のとおりでございますが、そのほか2点について報告をいたします。

1点目として、砂川地区広域消防組合の加入について報告いたします。平成23年第2回の定例会におきまして加入協議の経過等について行政報告いたしました。その後協議内容等に変化が生じておりますので、改めて報告をさせていただきます。

広域消防組合加入につきましては、担当者による各専門部会において加入後の消防運営体制などについて事務的な協議が行われ、9月29日の副市町長会議において消防運営計画が示されたことから、本町にありましてはその計画案をもって議会を初め消防運営委員会や消防団、そして婦人防火クラブへの説明ほか、住民に対しましては町づくり町民会議を中心に一般町民への参加の呼びかけをいたしまして住民説明会を開催するなどして、関係各団体等より平成24年4月1日での消防組合の加入について合意をいただいたところであります。

これを受けまして、11月9日の関係市町長会議におきまして消防組合加入の最終的な合意を得ることとしておりましたが、マスコミ報道等によりご承知のとおり本町と同様に消防組合加入の協議を進めておりました歌志内市が会議の冒頭、市議会、市政懇談会の結果を踏まえ検討してきたが、市民の理解を得るには時間が足りないことから、平成24年4月1日の加入について辞退させていただきたいとの歌志内市長の発言があり、歌志内市については離脱することとなったところであります。

このことによりまして、平成24年4月1日からの消防組合加入につきましては本町のみとなりましたが、砂川市、奈井江町、浦臼町及び上砂川町の1市3町による消防組合再編について合意がなされましたので、地方自治法の規定に基づき本定例会において既に組織しております砂川広域消防組合への加入にかかわる関係議案について提案しておりますので、ご審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

なお、消防組合加入後の消防運営体制等につきましては議案において説明させていただきますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目として有限会社マインドの縫製機器整備事業にかかわる新産業創造等基金の活用についてご報告いたします。お手元に配付してございます資料ナンバー5をご参照いただきたいと思います。

マインド社につきましては、平成5年に閉鎖となった鶴本町工業団地内の北海道岡橋株式会社上砂川工場を解雇された従業員16名で設立した企業であり、現在旧岡橋の工場を利用して操業し、パートを含め31名の従業員を雇用しており、主に東京消防庁や警視庁、國學院高校などの制服を生産するなど受注は安定している状況にあります。主要製品である制服につきましては、春に受注が集中するものでありますが、近時取引先の婦人メーカーからシャツやブラウス等薄手の婦人服の引き合いが多く寄せられ、年間を通じての供給を依頼されていることから、これらの需要に対応するためミシンやプレス機等の機器を整備し、新分野に参入することによりさらなる経営の安定を図るものであります。

整備する機器につきましては、総仕上げ縫いで使用する本縫いミシンやギャザーミシンなどミシンが9台、その他アイロン2台、プレス機1台、合計12台の縫製機器を整備する事業で、総事業費につきましては894万円でありますので、新産業創造等基金、いわゆる新基金を活用いたしまして500万円をマインド社に助成し、支援するものであります。

また、雇用につきましても本年度2名、来年度3名、合計5名の雇用創出を予定しており、雇用環境の厳しい本町にとりましては地域経済の活性化につながるものと考えられます。

なお、一昨年となりますが、歌志内市において新基金の助成を受け本町と同様の事業を展開した企業がありますが、売り上げ等が相当に伸びてい

る状況にあると聞き及んでおり、今後のマインド社の事業進展に大いに期待をするところであります。

この事業につきましては、産炭地振興センターから11月2日付で交付決定を受けており、関係予算につきましては本定例会に予算計上しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。これによりまして、本町の新基金残高は1億1,500万円となりましたが、今後も地域振興のために新基金を有効に活用していきたいと考えておりました。議員各位のご理解を賜りますようお願いをいたしまして町長行政報告とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長の行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第7、教育長の教育行政報告を行います。教育長。

○教育長（勝又 寛） 教育行政報告を申し上げます。

平成23年第3回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましてはお手元に配付させていただいております報告書のとおりでございますが、奈井江町、上砂川町、浦臼町及び歌志内市における公の施設の相互利用に関する協議につきましてご報告を申し上げたいと思っております。恐れ入りますが、お手元の資料ナンバー1-1と1-2をごらんをいただきたいと思います。

既に奈井江町の発表によりまして新聞報道がなされておりますけれども、本年6月議会の行政報告にて触れさせていただきました4市町の共同事業の第2弾といたしまして、お手元に配付の社会教育関連施設を相互に利用できないものかとメリット、デメリットの協議検討を続けておりました結果、協議が調いましたので、資料ナンバー1-1の協定書案に基づき各市町が足並みをそろえて12月議会において行政報告を行うものとなっております。

本協定書は、来年1月中旬には4市町の首長が奈井江町に集まり調印する運びとなっており、同日新聞発表の予定で、広く住民の皆様周知していく予定となっておりますし、関係する市町の責任において2月号の広報に掲載するとともに、3月にはチラシを配布し、さらなる住民周知を行う予定となっております。

事業開始は、平成24年4月1日からとなり、対象施設につきましては資料ナンバー1-2をごらんいただきたいと存じますが、奈井江町の施設で7施設、上砂川町は8施設、浦臼町は4施設、歌志内市は6施設となっており、資料1-1の協定書案第5条に記載されておりますように有料施設におきまして設置されている住民以外の方が利用する場合には、現行で1.5倍や2倍の使用料となっておりますものを設置している住民の方と同額で使用できる大きな利点があり、特に本町にはない施設を利用する場合には加算がなく使用できるものとなるものであります。

本町の有料施設は、勤労者体育センターにおいて町外2倍の使用料となっておりますので、管理規則の改正により本町以外の3市町の住民は本町の住民の方と同額になります。その他の有料施設は町民センター、公民館調理室、パークゴルフ場等は既に町内外同一料金となっているところであります。今後施設の統廃合や新設等が生じる場合には削除また追加を協議し、整理することとしております。

相互利用の必要性及びメリットになりますが、住民の活動が広域化しており、多種施設建設等の要望も多様化し、歴史的に住民相互のつながりの深い地域住民の方々がそれぞれの市町の設置した公共施設を施設設置者の住民と同様の条件で相互に利用することが可能となり、住民サービスの向上が図られるものと考えておりますし、住民相互の交流が促進し、広域行政の必要性和相まって近隣の市町や地域の一体感の醸成に寄与するものと考えております。

また、相互利用を行う上でのデメリットは、利用者が増加することにより事務の多忙、他市町への施設利用が促進された場合には料金収入の減も考えられますが、全体的な視野で見れば市町住民にとって新たな負担をすることなく多種多様な施設を利用することが可能になるものと考えております。今後も広域的な連携として必要に応じて各種事業を進めてまいりたいと存じますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上で教育行政報告とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長の行政報告並びに教育長の教育行政報告を終わります。

◎議案第37号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、議案第37号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第37号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、上砂川町税条例の関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めますが、条例の本文が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思いますので、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、条例の本文の読み上げについては、省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第37号について内容のご説明をいたします。

お手元に配付しております資料ナンバー2をご参照願います。このたびの改正は、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、町民税等の不申告に係る罰則規定の見直しと寄附金税額控除の適用下限額の改正等が行われたことから、この法律に準拠し規定しております上砂川町税条例の関係条項の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、初めに町民税等の不申告に関する罰則規定の見直しでございますが、町民税、固定資産税及び軽自動車税等について、不申告の納税者に対する罰則規定であります過料3万円を10万円に引き上げ、不正に対し厳正に処する考えにより罰則を強化するものでございます。また、町たばこ税、鉱産税、特別土地保有税につきましては現在罰則規定がないことから、町税等の申告納税者との均衡を保つため、新たに罰則規定といたしまして10万円の過料を規定するものでございます。

次に、寄附金税額控除適用下限額の改正でございます。寄附を行った者に対しましては、寄附金額から5,000円を控除した額を控除対象額としておりましたが、この適用下限額5,000円を2,000円に引き下げ、寄附した者に対する優遇措置の拡大を図るものでございます。

3点目、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税特例の延長でございます。本町には課税客体はございませんが、肉用飼育牛免税売却頭数を2,000頭から1,500頭に引き下げた上で、課税特例措置期限を平成24年度から平成27年度に3年延長するものでございます。

4点目でございます。上場株式等の配当等に係る町民税軽減税率の延長でございます。平成23年12月31日までの時限特例措置であります上場株式等の配当所得、譲渡所得の課税につきましては本則3%課税を軽減後1.8%課税としておりました

が、この適用期限を平成25年12月31日までの2年延長するものでございます。

施行期日につきましては、(1)の町民税等の不申告の罰則規定の改正につきましては周知期間を設け、公布の日から2カ月経過した日から施行し、(2)の寄附金税額控除適用下限額の改正につきましては24年1月1日の施行となるものでございます。しかしながら、平成23年1月1日以降に寄附したもから適用となるものでございます。(3)の肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税特例の延長につきましては平成25年1月1日から、(4)の上場株式等の配当等に係る町民税軽減税率の延長につきましては公布の日から施行するものでございます。

以上が内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げにつきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第38号

○議長（堀内哲夫） 日程第9、議案第38号 砂川地区広域消防組合への加入について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第38号 砂川地区広域消防組合への加入について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、次の規約のとおり砂川地区広域消防組合に加入する。

提案理由といたしましては、平成24年4月1日から消防に関する事務を共同で処理するため砂川市、奈井江町及び浦臼町で組織する砂川地区広域消防組合に加入しようとするものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第38号について内容のご説明をいたします。

本議案につきましては、町長行政報告におきまして経過等についてご説明をさせていただきましたが、消防に関する事務を共同で処理するため平成24年4月1日から砂川市、奈井江町及び浦臼町で組織しております砂川地区広域消防組合に加入するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

お手元に配付しております資料ナンバー3をごらん願ひます。初めに、目的でございますが、広域消防組合加入によりまして人員、装備等の有効活用と災害対応力の強化を図り、あわせて国が進めております消防広域化や消防救急無線デジタル化整備等の共同処理による消防運営の効率化を図るものでございます。

次のページ、2ページをお開きいただきたいと思います。組合組織及び機構等でございますが、加入後は点線枠に記載のとおり上砂川町消防本部が上砂川支署として名称のみ変更となるものでございます。

次、3ページでございます。1の組合議会運営と条例関係でございますが、加入後につきましては砂川市例規に準じた条例となるものでございます。

2の組合議会構成等でございますが、執行機関であります。組合長につきましては関係市町長から選挙され、現在は砂川市長となっております。また、副組合長は組合長が組合議会の同意を得て選任され、現在砂川市副市長がその任に当たっております。議会構成につきましては、本町の加入によりまして議員定数が8人となるもので、内訳といたしましては組合長を除く関係市町長3人

と組合長選出の市町議会選出議員1人、1市3町の議会選出議員の4人でございます。また、組合議会につきましては定例会が3月と10月の年2回、臨時会につきましては必要の都度開催されることとなっております。

4ページでございます。4の職員の身分、職員数から6の退職につきましては、事務手続上、本町職員を平成24年3月31日をもって一たん退職し、4月1日付で砂川消防組合職員として採用となりますが、現在の消防職員につきましては上砂川町に居住することが義務づけられております。また、給与につきましては砂川消防組合給与条例で統一され、砂川消防組合職員として退職となるものでございます。

次に、7の災害時通信体制でございます。現在は、119番及び災害弱者緊急通報装置の受信につきましては消防本部で行っておりましたが、加入後につきましては通信体制の一元化によりまして、すべて砂川消防本部で受信を行うこととなりますが、その受信内容につきましては上砂川支署においても同時に聞くことができるため、出動時間等につきましては現在と変わらないものでございます。

続きまして、5ページの8、配置車両でございますが、現在消防本部におきましては消防車、救急車など7台を保有してございますが、加入後につきましては老朽化している救急予備車1台を廃車とし、保有台数につきましては6台となるものでございます。

9の出動体制でございます。火災発生時の出動体制につきましては、火災発生時、第1次出動、第2次出動、それぞれ2台の合わせて4台の消防車両において消火活動等を行ってございますが、加入後につきましては第1出動において新たに砂川消防署から1台が出動されますので、第2出動と合わせまして5台体制となり、現在よりも1台増となり消火活動が強化されるものでございます。また、大規模火災発生時につきましては、近

隣市町との応援協定により応援要請を行い、砂川消防署など近隣市町からの応援を受けておりましたが、これが現場からの通報により第3出動といたしまして砂川消防署、奈井江、浦臼支署から2台、第4出動といたしまして砂川消防団、奈井江消防団、浦臼消防団から3台が出動となり、第1から第4出動まで合わせまして10台での消防車両での消火活動となるものでございます。

次に、救急出動体制でございますが、住民からの救急要請を受け、現在高規格救急車による出動体制については変更はございませんが、重複して救急要請等があった場合につきましては、現在は非番職員を招集し、救急予備車にて出動しておりますが、これが救急要請受信と同時に砂川署より救急車が出動いたしますので、迅速な出動体制が図られるものでございます。

次、6ページ、10、消防団でございますが、消防団、消防後援会、消防団員報酬等については現在と変更はございません。

次、11、消防組合負担金、通信施設整備費でございます。消防組合に加入することによりまして消防本部経費を構成する市町において均等割のほか人口、消防費基準財政需要額規模に応じ、それぞれ負担することとなりますが、現在平成23年度予算ベースでの試算を行いましたところ1,270万円ほどの負担金が生じることとなっておりますが、そのほかに単年度経費となりますが、通信施設の一元化に要する整備費用が見込まれるものでございます。

次に、7ページの広域消防組合への加入のメリット等でございますが、人口減少及び高齢化に対応した消防防災体制の確立が図られますとともに、行財政運営の効率化が図られるもので、広域的な増援体制による火災、救急等への強化、消防資機材の有効活用、消防職員数の減少や消防車両の有効活用による車両台数の見直しができるものでございます。また、消防救急無線デジタル化整備につきましても広域消防組合による共同設置と

なりますことから、整備経費の軽減が図られるものでございます。

次のページでございますが、消防組合加入スケジュールでございます。今後につきましては、本議案及び現在砂川市、奈井江町、浦臼町では消防組合規約の一部の変更の議案の提出をさせていただきますが、これらの議案の議決をいただきましたら北海道知事の許可を受けまして、平成24年3月議会におきましては広域消防組合議会議員の選出をお願いするほか、あわせて消防関係条例の改廃についての議案の提出を予定してございます。

なお、この消防組合加入に伴います移行経費や消防無線デジタル化整備経費等が生じる場合につきましては、今後補正予算にてお諮りしたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

それでは、本文に入らせていただきます。

砂川地区広域消防組合規約。

(組合の名称)

第1条 この組合は、砂川地区広域消防組合(以下「組合」という。)という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は砂川市、奈井江町、浦臼町及び上砂川町(以下「関係市町」という。)をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、消防に関する事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、砂川市東2条北7丁目1番5号に置く。

(組合の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は8人とする。

2 組合議員は、関係市町長及び関係市町の議会の議員のうちから、当該市町の議会で選挙したものの4人とする。

3 第6条第2項第1号の規定により、市町長

が組合議員でなくなった場合は、その市町の属する市町の議会の議員のうちから当該市町の議会で選挙した者をもって組合議員とする。

(組合議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、関係市町長又は関係市町の議会の議員としての任期による。

2 組合議員は、次に掲げる各号に該当したときは、その職を失う。

(1) 市町長である者が、第8条第2項の規定により、組合長に選挙されたとき。

(2) 関係市町の長又は、関係市町の議会の議員でなくなったとき。

3 市町の議会の議員である組合の議員が欠けた場合は、その市町の議会において、直ちに補欠の組合議員を選挙しなければならない。

(議長及び副議長)

第7条 組合の議会は、組合議員のなかから議長及び副議長、各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

(組合の執行機関の組織及び選任の方法)

第8条 この組合に組合長及び副組合長各1人を置く。

2 組合長は組合議会において、関係市町長のうちからこれを選挙する。

3 副組合長は、組合長が組合議会の同意を得て選任する。

(組合長及び副組合長の任期)

第9条 組合長及び副組合長の任期は、関係市町長及び副市町長の任期による。

(会計管理者)

第9条の2 この組合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、組合長の属する関係市町の会計管理者の職にある者をもって充てる。

(補助職員)

第10条 組合に消防吏員及びその他の職員(以下「消防職員」という。)を置き、定数は条例で

定める。

2 消防長は、組合長が任免し、消防長以外の消防職員は組合長の承認を得て消防長が任免する。

(団員)

第11条 組合に消防団を置き、その団員の定数は条例で定める。

2 消防団長は組合長が任免し、消防団長以外の消防団員は、組合長の承認を得て消防団長が任免する。

(監査委員)

第12条 この組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、組合長が組合議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちから各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては、4年とし組合議員のうちから選任されるものにあつては、組合議員としての任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(組合の経費の支払方法)

第13条 組合の経費は、関係市町の分担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の分担金の割合は、次のとおりとする。

(1) 議会費は均等割とする。

(2) 常備消防費、非常備消防費、消防施設費については、組合議会の議決により定める。

(3) 前各号以外の経費については次による。

ア 人口割 40%

イ 消防費基準財政需要額割 40%

ウ 均等割 20%

(その他)

第14条 その他必要な事項は、組合長がこれを定める。

附則

この規約は、北海道知事の許可があつた日から施行する。

附則(昭和50年2月12日空振興第27号指令)

この規約は、北海道知事の許可があった日から施行する。

附則（平成2年4月16日空振興第211号指令）

この規約は、北海道知事の許可があった日から施行する。

附則（平成4年2月17日空振興第2387号指令）

この規約は、北海道知事の許可があった日から施行する。

附則（平成4年12月30日規約第2号）

この規約は、平成5年1月1日から施行する。

附則（平成19年1月17日空地政第4162号指令）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時58分

○議長（堀内哲夫） 休憩を解きまして、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

◎議案第39号

○議長（堀内哲夫） 日程第10、議案第39号 平成23年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第39号 平成23年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）について提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成23年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,320万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,450万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年12月14日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第39号について内容の説明をいたします。

2 ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、13款国庫支出金60万円の追加で、2億7,295万9,000円となります。

2 項国庫補助金60万円の追加で、1億5,467万7,000円となります。

14款道支出金45万1,000円の追加で、1億1,566万4,000円となります。

2 項道補助金45万1,000円の追加で、3,540万円となります。

18款諸収入500万円の追加で、2億4,309万6,000円となります。

5 項雑入500万円の追加で、2億3,237万3,000円となります。

20款繰越金714万9,000円の追加で、3,253万2,000円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が1,320万円の追加で、28億1,450万円となります。

2、歳出、2款総務費1,042万5,000円の追加で、1億3,314万円となります。

1 項総務管理費122万5,000円の追加で、1億1,273万1,000円となります。

3 項戸籍住民基本台帳費920万円の追加で、1,120万8,000円となります。

3 款民生費362万7,000円の追加で、6億7,100万7,000円となります。

1 項社会福祉費312万2,000円の追加で、5億9,790万2,000円となります。

2 項児童福祉費50万5,000円の追加で、7,256万5,000円となります。

7 款商工費500万円の追加で、6,253万2,000円となります。

1 項商工費、同額であります。

8 款土木費54万2,000円の追加で、5億7,085万7,000円となります。

3 項住宅費54万2,000円の追加で、4億3,579万6,000円となります。

9 款消防費70万8,000円の追加で、1億3,408万1,000円となります。

1 項消防費、同額であります。

10 款教育費481万円の追加で、8,837万円となります。

2 項小学校費175万円の追加で、2,863万5,000円となります。

3 項中学校費306万円の追加で、3,303万4,000円となります。

13 款職員費1,191万2,000円の減額で、4億1,105万3,000円となります。

1 項職員費、同額であります。

歳出合計が1,320万円の追加で、28億1,450万円となります。

事項別明細書 5 ページ、歳出でございます。このたびの補正につきましては、本年度の職員の異動及び共済掛金の引き上げ等による人件費、賃金の精査のほか、燃料単価の引き上げに伴います燃料費の追加が主な補正の要因となるものでございます。

3、歳出、総務費、総務管理費、1 目一般管理費52万5,000円の追加で、4,545万1,000円となります。12 節役務費では、総合行政ネットワーク接続方式の見直しによる設定変更手数料の追加で52万5,000円となるものでございます。

5 目財産管理費40万円の追加で、2,017万7,000円となります。11 節需用費で、庁舎電話交換機の

修繕料の追加でございます。

次のページでございます。10 目町民センター管理費30万円の追加で、2,202万3,000円となります。燃料費の追加でございます。

総務費、戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費920万円の追加で1,120万8,000円となります。お手元に配付しております資料ナンバー 4 をごらん願います。住民基本台帳法の一部改正に伴います住基システムの改修等でございます。住民基本台帳法の一部を改正する法律の平成24年7月1日の施行及び外国人登録法の廃止によりまして、現在紙媒体で管理しております外国人情報を住民基本台帳により管理されることとなりますことから、既存の住民基本台帳及び介護保険、後期高齢者医療保険システムの改修を行うものでございます。

システム改修につきましては、各関係機関との事前連携作業が24年4月から行われることから23年度中の改修が求められているもので、氏名表示字数の追加のほか、国籍、在留資格、在留開始、終了年月日等の項目についての改修を行うものでございます。

本町における外国人登録者数でございますが、23年11月末現在で12名となっているもので、所要経費につきましてはシステム改修業務委託として920万円を計上するものでございます。

予算書へお戻り願います。次に、民生費、社会福祉費でございます。4 目特別養護老人ホーム費222万円の追加で、1億3,331万8,000円となります。異動等による人件費の精査のほか、需用費では燃料費130万円を追加するものでございます。

6 目デイサービスセンター費87万円の追加で、2,360万円となります。共済費、臨時介護員の精査による追加のほか、11 節需用費では燃料費60万円を追加するものでございます。

8 目地域包括支援センター費3万2,000円の追加で、1,548万6,000円となります。人件費の精査でございます。

民生費、児童福祉費、2目保育所費50万5,000円の追加で、1,401万9,000円となります。保育士の産休取得等に伴います代替保育士賃金の追加50万5,000円でございます。

商工費、商工費、2目企業開発費500万円の追加で、2,451万5,000円となります。お手元に配付しております資料ナンバー5をごらんいただきます。このたびの助成事業につきましては、冒頭町長の行政報告にて説明をいたしました。空知産炭地域総合発展基金、新基金の原資の取り崩しによりまして有限会社マインドの特殊機器整備に伴う助成でございます。事業の概要につきましては、これまで参入していなかった薄物婦人服の製造による新分野進出、さらには現在の需要に対応するためミシンやプレス機等の特殊機械を整備するものでございまして、設備投資額につきましては894万円で、このうち500万円を助成するものでございます。生産販売計画につきましては7に記載のとおりで、新規雇用につきましては5名となるものでございます。

予算書へお戻りいただきます。8ページ、土木費でございます。土木費、住宅費、2目公営住宅建設費54万2,000円の追加で、3億8,420万7,000円となります。異動等による人件費の精査でございます。

消防費、消防費、1目常備消防費70万8,000円の追加で、1億2,517万3,000円となります。人件費の精査でございます。

教育費、小学校費、1目学校管理費175万円の追加で、2,278万9,000円となります。11節需用費で燃料費40万円の追加のほか、老朽化による給食室ガス配管の布設がえ修繕料といたしまして85万円の追加をするものでございます。18節備品購入費では、平成8年購入の給食室用の冷凍冷蔵庫の更新として50万円を追加するものでございます。

教育費、中学校費、1目学校管理費70万円の追加で、2,371万2,000円となります。燃料費の追加でございます。

2目教育振興費236万円の追加で、932万2,000円となります。平成24年度学習指導要領の改訂に伴い、11節では教師用の指導図書購入費といたしまして76万円を追加をするほか、18節備品購入費では生体標本模型、立体図形模型等の理科、数学用備品購入費といたしまして120万円のほか、武道用備品といたしまして柔道着購入費40万円、合わせて160万円を追加するものでございます。

職員費、職員費、1目職員給与費1,191万2,000円の減額で、4億1,105万3,000円となります。年度途中の退職者1名のほか、特別会計との異動による給料等の減額精査のほか、共済組合負担率の引き上げに伴います共済費に90万8,000円を追加するものでございます。

続きまして、5ページ、歳入にまいります。2、歳入、国庫支出金、国庫補助金、5目教育費補助金60万円の追加で、87万6,000円となります。中学校教育設備整備事業補助金につきましては、歳出で説明いたしました中学校用の理科、数学用備品購入費の補助金を計上するものでございます。

道支出金、道補助金、2目民生費補助金45万1,000円の追加で、914万5,000円となります。保育士産休代替職員の賃金に伴います道補助金45万1,000円を計上するものでございます。

諸収入、雑入、5目雑入500万円の追加で、2億3,236万9,000円となります。空知産炭地域総合発展基金助成金を歳出同額計上するものでございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金714万9,000円の追加で、3,253万2,000円となります。不足となる財源につきましては前年度繰越金を充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第40号

○議長（堀内哲夫） 日程第11、議案第40号 平成23年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第40号 平成23年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第1号）について提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成23年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,009万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年12月14日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第40号について内容の説明をさせていただきます。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、3款諸収入54万2,000円の追加で、654万2,000円となります。

1項雑入、同額であります。

歳入合計が54万2,000円の追加で、1億1,009万2,000円となります。

2、歳出、1款総務費45万2,000円の追加で、6,398万2,000円となります。

1項施設管理費、同額であります。

歳出合計が54万2,000円の追加で、1億1,009万

2,000円となります。

事項別明細書4ページ、歳出でございます。3、歳出、総務費、施設管理費、1目一般管理費54万2,000円の追加で、6,398万2,000円となります。共済費等の人件費の精査のほか、11節需用費では燃料単価の引き上げによる燃料費20万円を追加するものでございます。

次に、歳入でございます。2、歳入、諸収入、雑入、1目雑入54万2,000円の追加で、654万2,000円となります。その他雑入といたしまして、子宮頸がんワクチン接種料を見込むものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第41号

○議長（堀内哲夫） 日程第12、議案第41号 平成23年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第41号 平成23年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）について提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成23年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,297万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,953万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年12月14日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、

よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第41号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正、1、歳入、1款施設サービス収入1,162万円の追加で、1億6,528万7,000円となります。

1項介護給付費収入1,082万7,000円の追加で、1億5,081万3,000円となります。

2項自己負担金収入79万3,000円の追加で、1,447万4,000円となります。

3款諸収入11万6,000円の追加で、239万2,000円となります。

1項雑入、同額であります。

4款繰越金79万8,000円の追加で、139万8,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

5款道支出金44万5,000円の追加で、44万5,000円となります。

1項道補助金、同額であります。

歳入合計が1,297万9,000円の追加で、1億8,953万1,000円となります。

2、歳出、1款老人保健施設費1,297万9,000円の追加で、1億6,499万4,000円となります。

1項総務費、同額であります。

歳出合計が1,297万9,000円の追加で、1億8,953万1,000円となります。

事項別明細書5ページ、歳出でございます。3、歳出、老人保健施設費、総務費、1目一般管理費1,297万9,000円の追加で、1億6,499万4,000円となります。職員の人事異動により施設長の配置のほか、看護師1名の採用による給料等件費の精査によるもののほか、7節賃金につきましては看護師採用に伴いまして臨時看護師の賃金の精査を行うものでございます。11節需用費でございますが、燃料単価の引き上げによる燃料費130万円の

追加のほか、老朽化による厨房用ガス配管布設がえ工事の修繕料といたしまして108万円を追加するものでございます。

次に、4ページ、歳入でございます。2、歳入、施設サービス収入、介護給付費収入、1目施設介護サービス収入1,031万2,000円の追加で、1億4,915万6,000円となります。施設入所者の増及び介護度の変更により施設介護サービス費の追加でございます。

2目居宅介護サービス費収入51万5,000円の追加で、165万7,000円となります。短期入所者の増によるものでございます。

施設サービス収入、自己負担金収入、1目自己負担金収入79万3,000円の追加で、1,447万4,000円となります。さきに述べました介護給付費収入に連動いたします精査でございます。

諸収入、雑入、1目雑入11万6,000円の追加で、239万2,000円となります。介護職員の処遇改善に係る交付金の増によるものでございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金79万8,000円の追加で、139万8,000円となります。前年度繰越金を全額計上するものでございます。

道支出金、道補助金、1目電源立地地域対策交付金44万5,000円の追加で、44万5,000円となります。電源立地地域対策交付金44万5,000円の追加につきましては、砂川市に火力発電所があり、これに本町が隣接していることから国から道を通じまして交付されるもので、本年度交付限度額44万5,000円につきましては当初予算に計上しておりました電動ベッド購入費に充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎休会について

○議長（堀内哲夫） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため明日15日を
休会いたしたいと思いますが、これにご異議ござ
いせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、明日15日は休会することに決定い
たしました。

なお、休会中については常任委員会を開催して
いただくことになっておりますので、よろしくお
願ひいたします。

また、16日は午前10時より本会議を再開いたし
ますので、出席方よろしくお願ひいたします。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本日はこれにて散会いたし
ます。ご苦勞さまでした。

（散会 午前11時21分）

地方自治法第123条第2項の規定に
よりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 大 内 兆 春

署 名 議 員 川 上 三 男

第 4 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成 2 3 年

上砂川町議会第 4 回定例会会議録（第 2 日）

1 2 月 1 6 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 0 時 4 0 分 閉 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 3 7 号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第 3 8 号 砂川地区広域消防組合への加入について
- 第 5 議案第 3 9 号 平成 2 3 年度上砂川町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 6 議案第 4 0 号 平成 2 3 年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 議案第 4 1 号 平成 2 3 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
※ 議案第 3 7 号～第 4 1 号は、質疑・討論・採決とする。
- 第 8 調査第 4 号 所管事務調査について
（追加日程）
- 第 9 意見書案第 1 2 号 介護職員処遇改善交付金の継続を求める意見書
- 第 1 0 意見書案第 1 3 号 環太平洋経済連携協定に反対する意見書
- 第 1 1 意見書案第 1 4 号 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書

○会議録署名議員

6 番 大 内 兆 春
7 番 川 上 三 男

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は、柳川議員からの欠席の届け出がありますので、8 名であります。

理事者側につきましても、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 23 年第 4 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 1 0 時 0 0 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 117 条の規定によって、6 番、大内議員、7 番、川上議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（堀内哲夫） 日程第 2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、許可したいと思います。

◇ 齋藤勝男 議員

○議長（堀内哲夫） 3 番、齋藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3 番（齋藤勝男） 私は、第 4 回定例議会において通告いたしております 1 件の質問をさせていただきます。件名、上砂川町地域防災計画におけ

る防災会議委員に女性委員の登用及び避難所の表示及び災害用物資備蓄についてお伺いいたします。

東日本大震災の被災地では、本格的な復旧、復興が急がれる一方、全国各地で今回の大震災を踏まえて既存の防災対策を見直す動きが活発化しているのが現状です。地域の防災対策に生活者の声を反映させるためにも女性の目線は非常に重要です。また、今回の大震災において避難所生活でプライバシーを無視された女性、乳幼児を持つ母親等、一番大変な思いをした女性の立場を考えられるのも女性です。国の防災基本計画には、2005年に女性の参画、男女双方の視点が初めて盛り込まれ、2008年には政策決定過程における女性の参加が明記されました。中央防災会議の東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会が平成23年9月28日に取りまとめた報告においても防災会議へ女性委員を積極的に登用し、これまで反映が不十分であった女性の視点を取り入れることへの配慮が盛り込まれております。

以上、申し述べました理由にて防災における関連を含め、以下のとおりお伺いいたします。

1、上砂川町地域防災会議最高責任者、貝田町長の深い裁量にて本町においても女性委員を新たに登用する考えがあるかお伺いいたします。

本町における災害時一時避難所、災害避難所先も防災計画の中で既に決められておりますが、高齢化が進んでおります本町の状況を考えますと、いかに災害時避難先を町民の皆様に覚えてもらう施策も重要と思われれます。したがって、2、町広報での定期的な避難先の案内及び避難所である建物に案内表示板等が必要であると思われれますが、行政の考えをお伺いいたします。

3、本町における現在の災害用物資の備蓄状況について、また今後の備蓄予定及び女性、乳幼児、高齢者、障害者等さまざまなニーズを考えた備蓄も行政として考えているか、あわせてお伺いいた

します。

以上でございます。ご答弁のほどよろしくお伺いいたします。

○議長（堀内哲夫） ただいまの3番、斎藤議員の質問に対し、答弁を求めます。西村総務課長。

○総務課長（西村英世） 3番、斎藤議員のご質問、上砂川町地域防災計画における防災会議委員に女性委員の登用、避難所の表示、災害用物資備蓄についてお答えいたします。

初めに、本町の防災会議についてでございますが、災害予防、災害応急及び災害復旧対策の実施に当たりまして、各実施機関の責務や役割を定めます地域防災計画の作成及び実施の推進、災害時の情報収集、さらには関係機関相互の連絡調整を目的に町長を会長といたしまして各関係機関の代表者等を委員として構成されております。

1点目のご質問、町防災会議委員への女性登用についてでございますが、防災会議の委員構成は災害対策基本法の規定により制定された上砂川町防災会議条例におきまして、災害対応の際に主体となって活動する警察、消防、自衛隊のほか、公共機関としてはN T Tや郵便局など、公共的団体として建設業協会や自治会連絡協議会の代表者など、指定する20名の委員で組織されております。しかしながら、現在その職につかれています委員の中に女性の方がおらず、女性委員がいない状況でございます。議員ご指摘のとおり、防災対策に女性の視点からの意見を取り入れることは、東日本大震災での防災対策をかんがみますと大変重要であると認識しているところでありますので、今後具体的な防災の取り組みにおいての女性の参画や意見反映の手法につきまして検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目のご質問、災害避難所の町広報での定期的な案内や建物への表示についてでございますが、本町の避難所につきましてはさきに述べました地域防災計画において、緊急避難のための一時避難場所といたしまして小中学校グラウン

ド、野球場など4カ所、収容避難のための避難所といたしまして各町生活館、小中学校、町民センター、体育センターなど16カ所の施設を指定しております。避難所につきましては、いざというときにわかりやすいよう住民生活で一番身近に利用されております各町的生活館等を避難所として指定しておりますが、町民の方々が日ごろから自分の地域の避難先を再確認いただくことや災害時の備えについて関心を持っていただくことは防災対策上において大変重要なことですので、来年度での作成配布に向けて検討しておりますハザードマップにおきまして、高齢者の方にもわかりやすい周知や町広報を活用しての防災知識のお知らせを行うなど、定期的な活動となるよう努めてまいります。また、建物への案内表示等につきましては、町の公共施設案内表示を活用した設置などについて検討をさせていただきたいと考えております。

次に、3点目のご質問、災害用物資の備蓄状況と今後の予定についてでございますが、本町の災害用物資につきましては奈井江町にごございます日赤救援物資集積所において毛布や洗面用具を備蓄しておりますほか、食料品等につきましては町内商店より提供を受けることとしてございます。また、本年度国を通じて全国の希望する自治体に対しまして飲料水メーカーから500ミリリットルのペットボトル飲料水の提供があり、本町には6,900本が無償提供されたところでございます。災害用物資の備蓄につきましては、東日本大震災後の住民の方々の防災対策への関心の高まりに応じることや住民生活での安心を提供する観点からも町独自での備蓄の必要性を感じているところでございまして、特に東日本大震災では紙おむつや粉ミルクなどの物資が不足となった状況を踏まえ、女性や乳幼児のみならず高齢者や障害者等のニーズも含めて近隣市町の状況や広域での共同備蓄の状況を勘案しながら新年度に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存

じます。

以上を申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。斎藤議員。

○3番（斎藤勝男） 再質問ではございませんけれども、今答弁を聞きまして、行政の前向きなお答えをいただきまして非常に安心いたしました。いずれにしても、町の自治会とのいろんな打ち合わせ、すり合わせ等もあると思いますが、大変な作業になると思いますけれども、今後とも協力のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） その他ないようでございますので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

◎議案第37号 議案第38号 議案第39号
議案第40号 議案第41号

○議長（堀内哲夫） 日程第3、議案第37号から日程第7、議案第41号については既に提案理由並びに内容説明が終了しておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第37号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第37号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第38号 砂川地区広域消防組合への加入について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第38号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 砂川地区広域消防組合への加入については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第39号 平成23年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第39号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 平成23年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第40号 平成23年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第40号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 平成23年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第41号 平成23年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第41号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 平成23年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定いたしました。

◎調査第4号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、調査第4号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査について申し出がありましたので、委員長申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（堀内哲夫） ただいま議長の手元に意見書案3件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎意見書案第12号

○議長（堀内哲夫） 日程第9、意見書案第12号 介護職員処遇改善交付金の継続を求める意見書について議題といたします。

7番、川上議員、ご登壇の上ご発言願います。

○7番（川上三男） 介護職員処遇改善交付金の継続を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成23年12月16日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 川上三男

賛成議員 斎藤勝男 数馬尚

高橋成和

本文に入ります。

意見書案第12号

介護職員処遇改善交付金

の継続を求める意見書

平成24年4月の介護報酬改定に向け、厚生労働省の社会保障審議会介護給付費分科会で審議が行われているところです。

超高齢社会を迎えて介護要求が増大する中、介護を担う介護職員不足は深刻であり、他産業より低い賃金水準など、処遇改善の必要性が社会問題化した平成21年度に、政府・厚生労働省により、全額国庫負担による介護職員処遇改善交付金事業が創設されたところですが、この事業は平成23年度末で終了する予定です。

現在、厚生労働省では来年度の介護報酬改定にあたり、介護職員処遇改善交付金事業を継続せず、代わりに介護報酬の増額で処遇改善を図るとしています。しかしそれでは、介護報酬を引き上げた分、利用料や保険料の負担も重くなり、事業者の判断次第では職員の処遇改善に結びつく保証もありません。更に介護報酬がマイナス改定となった場合は、直接給与の引き下げにつながり、更なる離職者の増加を引き起こすこととなります。

介護報酬のもとで働く介護職員等の処遇はまだまだ改善の途上にあり、離職率は依然として全産業平均を上回る状況にあります。

引き続き介護に関わる全ての職員の処遇改善は切実な課題となっています。また現行制度において、介護サービスごとに交付率が異なることや、介護現場の職員すべてが対象になっていない問題点の改善も求められます。

よって、国会及び政府におかれては、平成24年度以降も介護職員処遇改善交付金事業を継続し、対象職員を介護職員以外の職種にも拡大することを下記のとおり要望します。

記

1. 介護職員処遇改善交付金を2012年4月1日以降も継続すること。
2. 介護職員処遇改善交付金事業の対象職員を介護職員以外の職種にも拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月16日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫

提出先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第12号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第12号 介護職員処遇改善交付金の継続を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第13号

○議長（堀内哲夫） 日程第10、意見書案第13号 環太平洋経済連携協定に反対する意見書について議題といたします。

2番、水谷副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（水谷寿彦） 環太平洋経済連携協定に反対する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成23年12月16日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫 様

提出議員 水谷 寿彦

賛成議員 大内 兆春 川上 三男

横溝 一成

本文に入ります。

意見書案第13号

環太平洋経済連携協

定に反対する意見書

このたび、政府は、環太平洋経済連携協定（TPP）交渉への参加を表明した。

畑作、酪農、畜産などの農林水産業を基幹産業とする本道において、TPPが締結されると、海外の安い農水産物が大量に流入し、農山漁村は崩壊するおそれが高いです。

こうした中で、国民に対して情報提供がなされず、国民合意がないまま、交渉参加に向けた関係国との協議の開始を総理大臣が表明したことは極めて遺憾である。

今、政府が行うべきことは、足腰の強い農林水産業を構築し、農山漁村を再生させることです。

よって、国においては、TPP協定が地方の産業と国民生活に及ぼす影響などについて十分な情報提供とあわせて、国民的な議論を行うとともに、引き続き、道民・国民合意のないまま、関税撤廃を原則とするTPP協定には参加しないことを重ねて強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月16日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫

提出先 内閣総理大臣、外務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第13号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第13号 環太平洋経済連携協定に反対する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第14号

○議長（堀内哲夫） 日程第11、意見書案第14号 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書について議題といたします。

3番、斎藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（斎藤勝男） 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成23年12月16日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 斎藤勝男

賛成議員 水谷寿彦 数馬 尚

川上三男

本文を拝読します。

意見書案第14号

国民生活の安心と向上を図る各種

基金事業の継続を求める意見書

安心社会を構築するため、医療や介護の充実、

子育て支援の強化などに対する各種基金制度が設けられ、地方自治体における迅速かつ柔軟な取り組みに対して支援が行なわれてきました。しかし、こうした基金事業の多くが今年度限りで終了します。

特に、下記に掲げる基金については、多くの関係者から事業継続を求める声が上がっております。国民生活の安心と向上を図る上からも、こうした基金および基金事業を継続するよう、政府に強く求めます。

1. 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金

地方自治体における子宮頸がん予防ワクチン、Hibワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業を財政支援する基金であり、ワクチン接種について予防接種法の対象疾病に位置付ける法改正が実現するまで継続すべきである。

2. 安心子ども基金、および妊婦健康診査支援基金

保育所や放課後児童クラブなどの整備を後押しする安心子ども基金、および妊婦健診の負担軽減を図る妊婦健診支援基金について政府は、新たに創設する子ども・子育て新システムの中で対応するとしているが、具体的な中身が明らかになっておらず、当面は基金事業による対応が現実的であり、継続すべきである。

3. 介護職員処遇改善等臨時特例基金

介護職員の賃金引き上げなどを行うための基金として創設し、今年度末まで予算措置されているが、来年度以降の対応は引き続き基金事業によるのか介護報酬によるのか、方向性がまだ見えていない。介護職員の処遇改善は極めて重要な課題であり、介護報酬で手できない場合は、既存の基金を積み増しし、着実に賃金引上げなどに充てられるよう措置すべきである。

4. 障害者自立支援対策臨時特例基金

障害者自立支援法の施行に伴う事業者の経過的な支援を行なうため、平成18年度から20年度までの特別対策として実施し、その後、既存事業の拡充や新たな事業を盛り込み、今年度末まで延長されている。来年度以降も、新体系移行後の事業所支援やグループホーム等の設置補助などが必要であり、基金継続によって柔軟な支援をすべきである。

5. 地域自殺者対策緊急強化基金

地域における自殺対策の強化を図るための基金として、電話相談窓口の充実など地方自治体における具体的な取り組みに活用されており、こうした取り組みを切れ目なく支援するため、継続かつ基金の積み増しが必要である。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月16日

上砂川町議会議長 堀内哲夫
提出先 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第14号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第14号 国民生活の安心

と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎年末あいさつ

○議長（堀内哲夫） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては、すべて終了いたしました。

ことし最後の議会でございますので、町長、教育委員長よりごあいさつをいただきたいと思えます。初めに、貝田町長、ごあいさつをお願いいたします。

○町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして、平成23年の最終議会に当たり、一言ごあいさつさせていただきます。

いつもお話しいたしますが、時の流れは早いものでことしも12月定例会の閉会を迎えるところでございます。この1年間、議長を初め議員各位には本町の抱える数多くの課題解決に向けご尽力をいただいたところであり、まずもって心よりお礼申し上げます。また、本会議並びに各委員会等におきまして提案いたしました各案件につきましても真摯なご審議を賜り、全議案について原案どおり可決、決定いただきましたことに対しましても重ねてお礼申し上げます。まことにありがとうございました。

さて、改めてことし1年を振り返ってみますと、国内政治の混迷が続き、生活環境が一向に改善されない中、3月には私たちが決して忘れてはならない東日本大震災と福島原発事故が発生し、東北地方は壊滅的な被害をこうむり、多くの犠牲者と被災者を生む未曾有の大惨事となったもので、本当につらく悲しい出来事であると、このように思うものであります。また、この震災は我が国の根幹を揺るがす大惨事であり、残念ながら政治の混迷さを増すこととなり、今なお経済回復の兆しも見えない状況が続くとともに、被災地復興も先が見えない状況にあり、国民の不安を増長するのみならず、大きな課題を残す1年だったと思うもの

であります。

このような状況のもと、本町にありましては人口減少問題など課題が山積しておりますが、冒頭申し述べましたとおり議員各位のご協力と、そして町民の皆さんの支えにより、少しずつではありますが、課題解決に向けた糸口をつかむことができたと思うもので、心より感謝申し上げます。

ご承知のとおり、本年におきましては子育てネットワークの形成を初め、保育園での子育て交流室の設置や育児用品購入事業のほか、子育て家庭のアンケートにも取り組み、上砂川町で安心して子供を産み育てられる環境づくりに意を注いだところであります。また、子育て支援事業とともに大きな課題となります高齢者対策につきましては、いつまでも元気に暮らしていただきたいとの願いを込めますとともに、生きがいを促すために長寿祝い品の贈呈事業をスタートさせたところがあります。このほか、ひとり暮らし高齢者の支援対策としては、社会福祉協議会とタイアップいたしまして見守り体制の強化に努めるとともに、単身者住宅の開放を進めるなどの施策を講じたものであります。

本町では、新しい雇用の場の確保も急がれるところであり、これら対策に向け、企業誘致の情報を収集すべく札幌ふるさと会を立ち上げましたので、今後大いに活用し、成果を見出したいと考えているところでございます。

何か実績ばかりを誇示する形となりましたが、行政各般にわたりまだまだ多くの課題を抱えていると認識しており、今後におきましても厳しい行財政運営が待っていると考えるもので、気を緩めることなく、手を抜くことなく、しっかりとかじ取りを進めなければならないとの思いを強くするものであります。人口減少や確固たる産業基盤を持ち合わせない本町にありましては、町税の伸長を望むのは極めて困難であり、今後の財政運営は地方交付税の動向に左右されると想定され、仮に減額などが生じますと若干好転し、上向きいたし

ました財政調整基金の取り崩しをもって対処をしなければならぬと思うところであります。

いずれにいたしましても、今後も本町を取り巻く環境は厳しく楽観できるものではないと見込まれますので、いま一度行政のあり方を検証し、議会、そして町民の皆さんとの協働の町づくりの体制強化を図り、職員とともに汗をかき、知恵を出し、全力を尽くしてまいりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。ことしも残すところわずかとなりましたが、皆様方にはご家族ともどもご健康に留意されまして、新しい年を迎えられますよう念願申し上げます。

最後に、ことし1年間のご支援とご協力に改めて感謝申し上げます、本年の議会閉会に当たってのあいさつといたします。この1年間、本当にありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） 引き続き栗原教育委員長、ごあいさつお願いいたします。

○教育委員長（栗原順道） 議長のご配慮によりまして、平成23年最終定例議会に当たりまして、教育委員会を代表して一言ごあいさつを申し上げます。

厳しい町財政の中、本日補正予算におきまして来年4月より中学校の新学習指導要領の改訂による教員の指導書や理科、数学の設備備品及び格技の必須化による柔道着購入に係る予算を理事者並びに議員各位のご理解により議決していただき感謝を申し上げます。

この1年間を顧みますと、2月には教育関連といたしまして、岩見沢市の学校給食センターにおきまして食中毒事故が発生し、多くの児童生徒が大変つらい思いをいたしました。本町では、学校内で給食を調理する自校方式を行っており、給食関係備品の入れかえ及び給食室内の修繕などご配慮をいただき、その都度補正予算にて適切な対応をとることができ、安全で温かい給食を提供することができております。

また、3月11日の東日本大震災により多くの子

供たちが犠牲になりました。改めてお悔やみを申し上げる次第であります。このような震災による被害が発生しないよう、昨年度の事業として中学校、小学校の耐震化工事が3月に完了され、4月より安全で安心な学校として勉強に集中できる環境が整いました。4月からは、小学校におきまして新学習指導要領に基づき5年生、6年生の英語の授業が開始され、子供たちにはすばらしい国際人になるように期待をしているところでございます。

先日発表されました京都清水寺におけることし1年の一文字であります「絆」であります。教育の柱であります家庭の親子、学校内での先生や友人との関係においても必要な時代であり、今こそきずなを大切にする時代ではないかと思うところであります。将来を担う子供たちが夢と希望に胸を膨らませ、個性豊かでたくましく、そしてお互いの命を大切に、思いやりの心を持った大人に成長してくれることを願い、今後教育行政に取り組んでいく所存でございます。これからもさらなるご指導とご支援をお願い申し上げます。

最後になりますが、ご家族おそろいでよいお年を迎えられますようご祈念申し上げ、ごあいさつといたします。

○議長（堀内哲夫） 私からも一言ごあいさつを申し上げます。

本年最後の第4回定例会も皆様のご協力によりまして、無事終了いたしました。心よりお礼を申し上げます。

ことしを振り返りますと、国内外はもとより町内外におきましても激動の1年であったのではないかと思います。特に3月11日に発生しました東日本大震災後、既に9カ月が経過しましたが、震災のつめ跡は大きく、復興への道のりはまだまだ遠い状況にあり、福島原発の事故もいつ収束するか懸念されます。国の政治は流動的で、またしても総理大臣が交代するなど今なお国の財政等は混迷を深めており、町にとっては今後も健全な行財

政運営が求められることから、引き続き注視していかなければならないと思うところでございます。

こうした中、明るい話題の一つにサッカー女子ワールドカップで初優勝した日本代表なでしこジャパンは、日本じゅうに大きな勇気と期待を与えてくれたことは記憶に新しいことと思います。町内にあつては、4月から新たに第6期上砂川町総合計画がスタートし、この間着実に本町が抱える財政健全化問題や人口減少問題を初め、多くの課題に対し積極的に推進され、町民の皆さんが住みなれた町で安心して暮らせる町づくりに尽力されている貝田町長を初め、職員の皆さんのご苦勞は大変なものと思察しているところであります。理事者も私ども議会も地方自治の本旨であります最少の経費で最大の効果を上げることに努めていかなければならないと思っております。

また、議員各位におかれましては、本年開催された各定例会、臨時会に提案されました各案件につきまして、慎重審議の結果、そのすべてが議決、決定され、円滑な議会運営にご協力を賜りまして心から深く感謝を申し上げます。

終わりになりますが、ことしも残り少なくなりました。どうか理事者の皆さん、そして議員の皆様方には健康に留意され、ご家族ともどもお元気で新年を迎えられますようご祈念を申し上げます。1年間まことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で平成23年第4回上砂川町議会定例会を閉会いたします。ご苦勞さまでした。

（閉会 午前10時40分）

地方自治法第123条第2項の規定に

よりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 大 内 兆 春

署 名 議 員 川 上 三 男

出席議員

議席 番号	氏 名	4 定	
		12.14	12.16
1	堀 内 哲 夫	○	○
2	水 谷 寿 彦	○	○
3	斎 藤 勝 男	○	○
4	数 馬 尚	○	○
5	高 橋 成 和	○	○
6	大 内 兆 春	○	○
7	川 上 三 男	○	○
8	横 溝 一 成	○	○
9	柳 川 暉 雄	×	×

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	4 定	
		12.14	12.16
町 長	貝 田 喜 雄	○	○
副 町 長	奥 山 光 一	○	○
教 育 長	勝 又 寛	○	○
教 育 委 員 長	栗 原 順 道	○	○
監 査 委 員	道 藤 秋 夫	○	○
監 査 事 務 局 長	是 洞 春 輝	○	○
総 務 課 長	西 村 英 世	○	○
企 画 振 興 課 長	林 智 明	○	○
住 民 課 長	高 木 則 和	○	○
福 祉 課 長	山 本 丈 夫	○	○
税 務 出 納 課 長	中 島 隆 行	○	○
消 防 長	川 下 清	○	○
教 育 次 長	永 井 孝 一	○	○
福 祉 医 療 セ ン タ ー 参 事	清 野 勝 吉	○	○
福 祉 医 療 セ ン タ ー 参 事	高 橋 良	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	4 定	
		12.14	12.16
議 会 事 務 局 長	是 洞 春 輝	○	○
書 記	三 上 美 知 子	○	○